

株式会社フレンドリーに対する再生支援完了について

2018年6月22日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、下記の再生支援対象事業者について、2014年8月1日に株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第25条第4項に規定する再生支援決定を行い、再生支援対象事業者の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、2018年6月15日に機構が保有する株式について株式会社ジョイフルに譲渡し、本日再生支援対象事業者に対する専門家派遣を終了しております。

これにより、機構は再生支援対象事業者に対する支援決定に係る全ての再生支援を完了しましたので、公表します。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

株式会社フレンドリー

2. 機構が行った支援の概要

本件において機構は、①関係金融機関等調整、②総額約10億円の新株予約権付社債及び新株予約権の引受け、及び③経営人材等の派遣を行うことで、再生支援対象事業者の支援を行いました。

※ 公表する理由

今後の事業引受先の取引における信用を維持・改善するなど、その事業再生に資するものであると考えられるため、公表を行うこととしました。

なお、本公表に当たっては、事前に、再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申し込みをした者の同意を得ています。

以上